

日本ソーシャル・イノベーション学会誌
「ソーシャル・イノベーション研究 (The Japan Social Innovation Review)」 査読規定・体制

(1) 目的

本誌は日本ソーシャル・イノベーション学会の機関誌として、適切かつ迅速な審査のもとでの科学的論文等の公刊や各種企画の編集を通じて、ソーシャル・イノベーション学の構築と普及を目指すものである。

(2) 投稿要件の確認

投稿論文は、投稿規程に定められた要件を満たしているかどうか、編集委員会が確認する。

(3) 査読の体制

本誌では、主査と副査の両名を共に査読委員と呼称し、匿名審査を経た後、承諾の可否を個々の査読にした上で、査読委員に当該論文の所収巻に氏名を掲載する。

(4) 査読の開始

投稿要件を満たし受稿となった論文は、投稿者に受領メールを送信した日から2週間以内に、編集委員会が原則として編集委員から主査となる査読委員を選定することとし、応諾した主査は回答から1週間以内に副査となる査読委員を編集委員会に推薦し、編集委員会が推薦を受けた副査から1ヶ月以内に審査を行うことのできる場合、編集委員長が筆頭著者に査読決定の通知を行う。

(5) 論文の種別による査読体制の区別

本誌では、投稿規定の定めのとおり、匿名による査読を行い、一般投稿は原則として主査1名と副査2名で、特集論文については主査1名と副査1名で査読する。

(6) 査読委員の要件

査読委員の選定にあたり、編集委員会の議を経た依頼論文等のもとより、当該論文の内容をよく深く理解する者がいると編集委員会が判断した場合、編集委員の他に学会内外から適任者を選んで査読を依頼することができる。

(7) 査読委員の除外要件

投稿者に編集委員（委員長を含む）が含まれる場合、もしくは投稿者が編集委員（委員長を含む）の指導学生である場合、当該論文の査読委員になることはできない。

(8) 査読結果の報告内容と方法

主査は副査からの評価にもとづいて査読開始から1ヶ月以内（副査の審査を2週間を目途、その内容の取りまとめを行う主査が2週間を目途）に、総合コメントを付して審査結果（採録の可否、条件付採録の場合は条件、また改稿を求める場合は改稿された論文をどのような体制で審査するか等の意見を含む）を報告することとし、投稿規定の定めのもと、種別の変更への意見も付すことができる。

(9) 査読委員の交代

査読委員から長期間にわたって審査結果が報告されない場合や審査体制が継続が困難と推測できる事案が発生した場合、審査者への状況説明を求めた上で、編集委員会の審議により事態の收拾が図られないと決議に至った際、主査・副査の交替を行うことができる。

(10) 改稿論文の提出方法

投稿者は改稿論文の提出にあたり、主査によってまとめられた総合コメントに対応した改稿内容を明示した任意の書式での回答書を添えて編集委員会に提出する。（その際、新旧対照表が盛り込まれることが望ましい一方で、査読委員のコメントへの反論等も明記して差し支えない。）

(11) 改稿論文の提出期限

改稿期間は原則として2ヶ月以内とし、期限内に提出されない場合には編集委員会から筆頭著者に理由

書の提出を求め、その内容に合理的な理由が認められた場合、新たな期限を編集委員会で決定し、改稿および再査読に関わる者に提示する。

(12) 再査読の体制

条件付採録の場合には編集委員会が条件に適切に対応されたかを判定し、改稿の場合には査読結果に基づいて主査の取り扱いのもと（判定結果に従って必要な場合は副査を含めて）再査読を行う。

(13) 再査読の期限

再査読の期限は、副査を含む再査読の場合は1ヶ月以内（副査の審査を2週間を目途、その内容の取りまとめを行う主査が2週間を目途）、主査のみの場合は2週間以内とする。再審査の超過期限に関する措置は第14条に準ずる。

(14) 受理・掲載不可の通知

主査から掲載可の決定が出た場合は編集委員会により審査手順や形式要件等の再確認を経た上で、掲載不可の決定がなされた場合には審査手順の不備がないかの確認を経て速やかに、編集委員会が筆頭著者に通知する。

(15) 投稿者の意義申し立て

投稿者は毎回の審査結果あるいは掲載可否の決定について、通知を受領した2週間以内に編集委員会宛に異議申し立てを行うことができることとし、編集委員会は異議の受領から2週間以内に対応を図った上で異議に対して投稿者に回答することとするが、前掲の期限内に事態の收拾が図られない場合、投稿者と編集委員会との合意により、別の方法での解決を図ることができる。

(16) 投稿者の意義申し立て

投稿者は、事情に応じて論文の取り下げを行うことができることとし、理由書を編集委員会に提出した後、編集委員会による審議を経て、編集委員長が投稿者に取り下げ日を知照する。

2019年11月30日制定

(2019年6月21日制定の投稿規定から関係箇所を分離・加筆)

「ソーシャル・イノベーション研究」編集委員会